

事務局説明資料

2024年10月10日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

1. サステナビリティ開示基準の導入における論点

(1) 具体的な開示方法(二段階開示、海外向け開示の本邦での開示)

(2) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載及びセーフハーバー

2. サステナビリティ保証制度について

(1) サステナビリティ保証制度導入における論点

(2) これまでの会議でのご意見

(3) サステナビリティ保証を巡る海外の状況

(4) これまでのご意見を踏まえた保証制度の方向性(イメージ)

3. ご議論いただきたい事項

第3回WGでの議論：二段階開示（経過的な措置）

- 第3回WGでは、サステナビリティ開示基準の適用初年度における経過措置として二段階開示を認めるとの事務局提案に対して概ね賛同を得られた。
- 他方、二段階開示の方法等について、詳細の明確化が必要との意見があった。

事務局提案（第3回WG資料再掲）

- ISSB基準（IFRS S1号及びIFRS S2号）において認められた経過措置では、報告初年度は、財務諸表報告後、半期報告に併せてサステナビリティ報告を行うことを許容
- 我が国においてもISSB基準において認められた経過措置を採用し、法定適用の初年度は二段階開示を容認（2年目以降は同時開示）することが考えられる
- 二段階開示では、①有価証券報告書で一段階目の開示を行い、その後、②有価証券報告書の訂正又は半期報告書により、サステナビリティ開示基準に準拠するために必要な事項を追加開示することとなるが、各報告書における記載内容を明確化する必要

【具体的な記載内容のイメージ：有価証券報告書（一段階目）で記載することが考えられる事項】

- 2023年3月期から開始しているサステナビリティ情報の開示（ガバナンス、リスク管理、戦略、指標と目標。また、人材育成方針と社内環境整備方針やこれらの方針に関する指標と目標）
- S1（全般的な要求事項）、S2（気候関連開示）における定性情報（注）
- 定量情報のうち、提出期限までに作成が難しい情報（S2（気候関連開示）のスコープ3等）以外のもの

※ 記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられる。

（注） ISSB基準における分類。SSBJ公開草案では、ユニバーサル基準及びテーマ別基準（一般開示基準・気候関連開示基準）と整理されている。

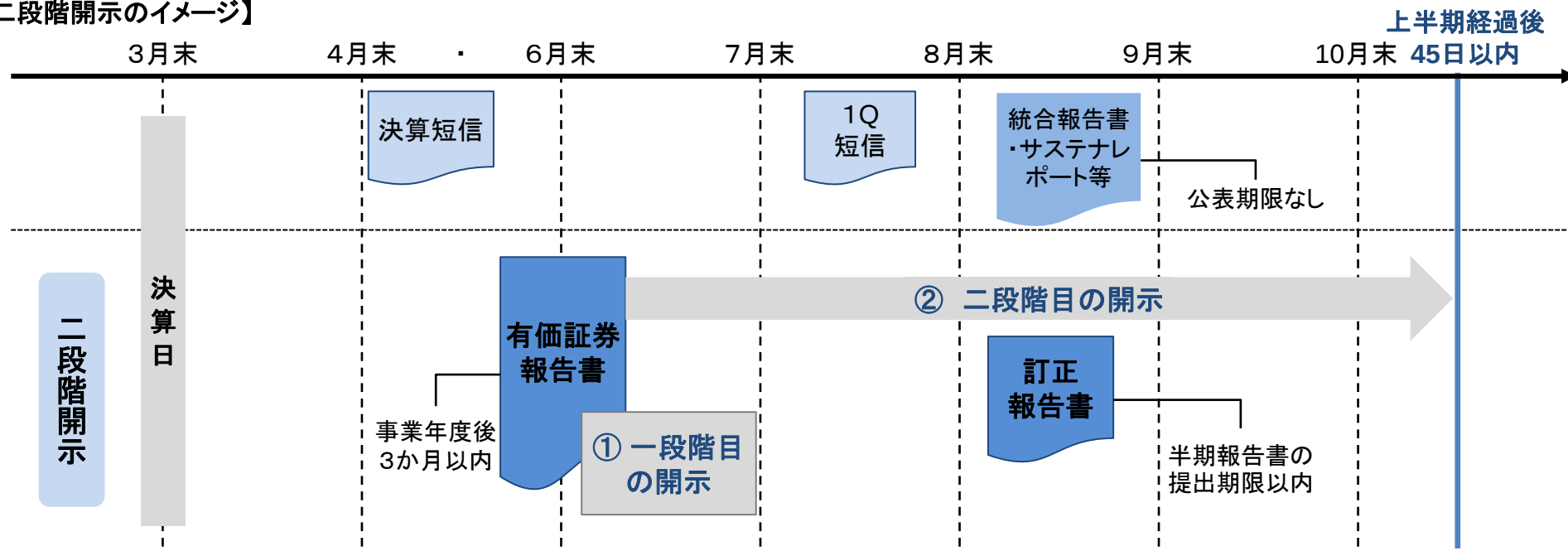
ご意見（要約）

- 事務局提案に賛成
- 二段階開示や同時開示というものの要件や効果を、もう少し明確化していく必要があるのではないか
- 追加開示する場合に、どの部分が追加されて、どの部分が更新されたのかが明確になるように工夫することが必要
- 半期報告書の活用ではなく、有価証券報告書の訂正のみでよいのではないか。また、半期のタイミングでの開示が必要であれば、半期報告書でなく、同じタイミングで有価証券報告書の訂正を行えば足りるのではないか

二段階開示の方法(経過的な措置)①

- 二段階目の開示については、(1) **有価証券報告書の訂正**による方法と、(2) **半期報告書**による方法が考えられる(法定公衆縦覧期間は、いずれも5年)。
- この点、サステナビリティ情報が有価証券報告書の記載事項とされることに鑑みると、二段階目の開示は、その訂正報告書において行う方が、半期報告書において行うよりも、制度的な整合性が確保できる。
- さらに、以下の点を踏まえると、二段階目の開示は、**有価証券報告書の訂正**によることが適当と考えられる。
 - ① 有価証券報告書の訂正であれば、下線を引く等の方法により更新された箇所が明示される
 - ② 訂正報告書には法定の提出期限がなく、中間財務諸表のレビューが必要な半期報告書に比して早期開示が期待される
 - ③ 訂正報告書は半期報告書よりも早期に開示することが可能であり、後発事象の対象となる期間を短縮できる
- なお、訂正報告書に提出期限がないことにより、長期間にわたり提出されないというデメリットも観念し得る。このため、訂正報告書による二段階目の開示は、**半期報告書の提出期限までに行う**こととすることが適当。

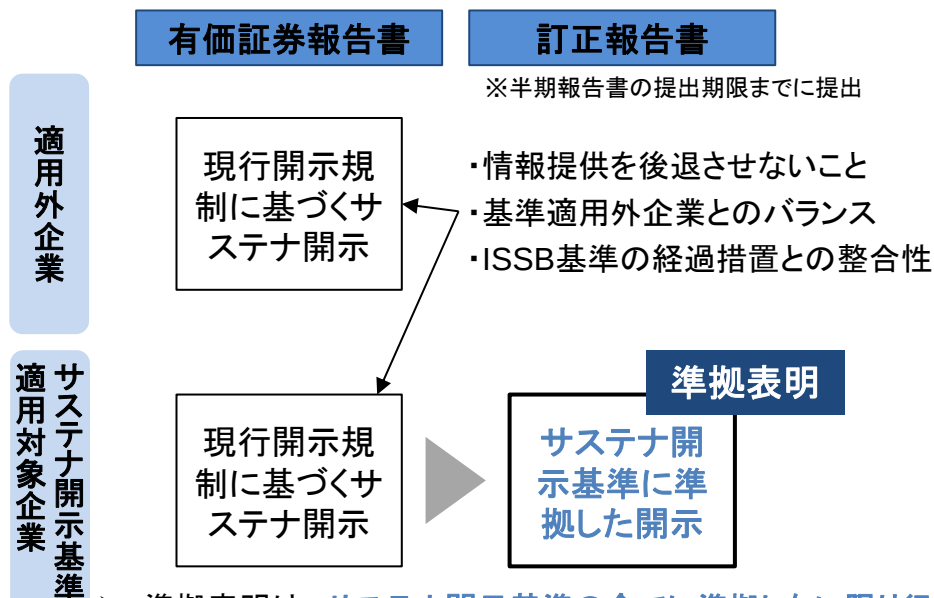
【二段階開示のイメージ】



二段階開示の方法(経過的な措置)②

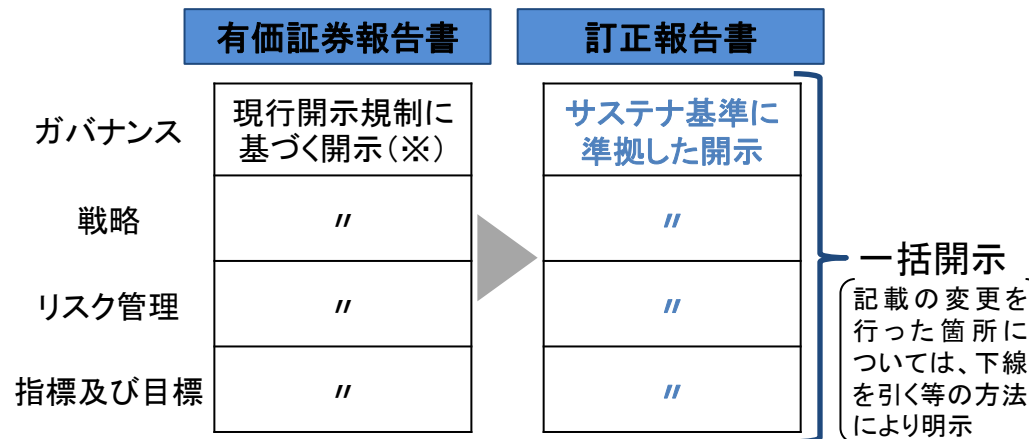
- 二段階開示を行う場合における準拠表明の時点、後発事象の判断の時点については、**ISSB基準(SSBJ適用基準案で同様の定めあり)**に基づき、**訂正報告書の時点とすることが適当と考えられる。**
- 二段階開示の方法については、①情報提供を後退させないこと、②新たな開示基準の適用対象外企業とのバランス、③ISSB基準の経過措置との整合性を踏まえ、
 - ・ 一段階目の開示は、第3回WGで提案したイメージに代えて**現行の開示規制に基づく開示事項**とし、
 - ・ 二段階目の開示は、**訂正報告書においてサステナビリティ開示基準に準拠した開示を一括で行う**ことが適当と考えられる。

【準拠表明・後発事象のイメージ】



- 準拠表明は、**サステナ開示基準の全てに準拠しない限り行えない**とされている。(IFRS S1号72項、SSBJ適用基準案82項)
- 後発事象の対象期間は、**報告期間の末日後からサステナ開示基準に準拠した開示の公表が企業で承認される日まで**とされている。(IFRS S1号67・68項、SSBJ適用基準案74・75項)

【二段階開示のイメージ】



- (※) サステナ基準に準拠した開示と**共通する部分(内容の修正が不要)も一定程度ある**ことが想定される。
 なお、女性管理職比率等の「従業員の状況」欄で記載を求める事項については、従前通り有報で記載。

＜有価証券報告書における記載箇所は従前どおり＞

第一部 企業情報
 第2 事業の状況
 2 サステナビリティに関する考え方及び取組

※サステナ開示基準に基づく開示は明示(開示府令で明記)

[参考]サステナビリティ開示基準における同時報告・後発事象・準拠表明

ISSB基準(IFRS S1号)

報告のタイミング

<同時報告>

64 企業は、サステナビリティ関連財務開示について、**関連する財務諸表と同時に報告しなければならない**。企業のサステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。

<後発事象>

67 企業が、**報告期間の末日後であるがサステナビリティ関連財務開示の公表が承認される日より前に**、報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手した場合、新たな情報に照らして、その状況に関連する開示を更新しなければならない。

68 企業は、**報告期間の末日後であるがサステナビリティ関連財務開示の公表が承認される日より前に**発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、その情報を開示しないことにより、一般目的財務報告書の主要な利用者がその報告書に基づいて行う意思決定に影響を与える(influence)と合理的に見込み得る場合には、その情報を開示しなければならない。

準拠表明

72 サステナビリティ関連財務開示が、「IFRS サステナビリティ開示基準」のすべての要求事項に準拠する企業は、準拠に関する明示的かつ無限定の表明を行わなければならない。企業は、「**IFRS サステナビリティ開示基準**」のすべての要求事項に準拠しない限り、サステナビリティ関連財務開示が「**IFRS サステナビリティ開示基準**」に準拠していると記述してはならない。

SSBJ適用基準案

報告のタイミング

I. 同時の報告

69. サステナビリティ関連財務開示は、**原則として、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない**。ただし、次のいずれかに該当する場合、同時に報告しないことができる。

(1) **サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令が、同時に報告することを禁止しているか、同時に報告しないことを容認している場合**

(2) (略)

V. 後発事象

74. **報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに**報告期間の末日現在で存在していた状況について情報を入手した場合、新規の情報に照らして、当該状況に関連する開示を更新しなければならない。

75. **報告期間の末日後、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに**発生する取引、その他の事象及び状況に関する情報について、当該情報を開示しないことにより、主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得る場合には、当該情報を開示しなければならない。

※用語の定義

4. (13) 「サステナビリティ関連財務開示の公表承認日」とは、サステナビリティ関連財務開示を**公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日**をいう。

準拠表明

82. サステナビリティ関連財務開示が、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準のすべてのために準拠している場合、明示的かつ無限定の準拠の旨を開示することにより表明しなければならない。当委員会が公表する**サステナビリティ開示基準のすべてのために準拠しない限り**、サステナビリティ関連財務開示が当委員会が公表する**サステナビリティ開示基準に準拠していると記述してはならない**。

【参考】サステナビリティ開示基準の経過措置（報告のタイミング関係）

- ISSB基準（IFRS S1号及びIFRS S2号）において認められた経過措置（transition standard reliefs）
- SSBJ適用基準案では、報告のタイミングについて、同時報告が原則であるものの、法令が同時報告を禁止しているか、同時報告をしないことを容認している場合等には、同時報告をしないことを許容（前ページ第69項）

ISSB基準（IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」）

経過措置

E4 企業が本基準を適用する**最初の年次報告期間**において、企業は、**関連する財務諸表を公表した後に、サステナビリティ関連財務開示を報告することが容認される**。この経過的な救済措置を適用するにあたり、企業はサステナビリティ関連財務開示を次のいずれかで報告しなければならない。

- (a) 企業に一般目的期中財務報告書の提供が要求されている場合、次の第2四半期又は**半期の一般目的期中財務報告書と同時に報告する**。
- (b) 企業が任意で一般目的期中財務報告書を提供する場合、次の第2四半期又は半期の一般目的中間財務報告書と同時に報告する。ただし、企業が最初に本基準を適用する年次報告期間の末日から9か月以内とする。
- (c) 企業に一般目的期中財務報告書の提供が要求されておらず、任意でこれを提供しない場合、企業が最初に本基準を適用する年次報告期間の末日から9か月以内に報告する。

【IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」に関する結論の根拠】

BC172 公開草案に対するフィードバックをレビューするにあたり、ISSBは、データの利用可能性及び作成者の準備状況に関するいくつかの懸念を識別した。これらの懸念に対応して、ISSBは、サステナビリティ関連財務開示と財務諸表の報告を整合させる準備をするための時間をより多く企業に与えるために経過的な救済措置を提供することが有用となることに留意した。ISSBは、企業がサステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表と同時に報告しないことを容認することを決定した（IFRS S1号E4項参照）。この救済措置は、企業が最初にIFRS S1号及びIFRS S2号を適用する日から1年間にわたり利用可能である。**ISSBは、この救済措置は単に遅延を容認するのではなく、年次のサステナビリティ関連財務開示を次の第2四半期又は半期の一般目的期中財務報告書とともに提供することを容認することを決定した。報告の時期を特定した理由は、当該情報の重要さ(importance)に鑑み、当該情報がいつ提供されるのかを一般目的財務報告書の利用者が知ることができるようにし、したがってこの情報が利用者に注目されるようにすることであった。**この救済措置を利用する企業は、最初の年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示を次のいずれかの時点で報告することが認められる。

- (a)～(c)（略） ※上記基準と同じ。

[参考]サステナビリティ情報に係る現行規制(2023年1月31日公布・施行)

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえ、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する(2023年3月期から適用)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)

- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

：

サステナビリティに関する考え方及び取組

(1)ガバナンス 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
(記載イメージ:取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等)

(2)戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
(記載イメージ:企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等)

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

(3)リスク管理 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
(記載イメージ:リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等)

(4)指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報(記載イメージ:GHG排出量の削減目標と実績値等)

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示(注1)

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

(記載に当たっての留意事項)

- ✓ 詳細情報について、任意開示書類(統合報告書、データブック等)の参照も可能(注2)
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

(注1)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」に基づく情報の公表義務(努力義務は含まない)のある企業が対象となる

(注2) 任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

第3回WGでの議論：海外に向けた情報開示の本邦での開示方法

- 第3回WGでは、欧州CSRD(サステナビリティ報告指令)等に基づく開示を行った場合に金融商品取引法上の開示書類の提出を求めるとの事務局提案に対して賛否両論があった。
- なお、開示に賛同する意見は、**臨時報告書**による開示を求めるという点で共通していたが、その記載内容については、詳細な開示が必要であるという意見、アクセス情報の開示で足りるとする意見など様々であった。

事務局提案(第3回WG資料再掲)

- 欧州CSRD等の海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を海外に向けて行った場合には、日本の投資家に対しても確実に情報提供されることを確保することが重要。このような観点から、当該開示を行ったことを以て、金融商品取引法上の開示書類等の提出を求めることが考えられる
- この際、海外の開示タイミングに合わせたタイムリーな情報提供等の観点から、臨時報告書の提出とすることが考えられるか。また、この場合の記載内容や、海外に対する開示情報の邦訳については、投資家利便と企業負担とのバランスを考慮して検討することが考えられるか
- なお、本邦のサステナビリティ開示基準に基づく開示を法定又は任意で行っている場合で、海外に向けた開示情報と差が無ければ、既に日本の投資家に対する情報提供は行われていることから、適用除外とするか

賛成のご意見(要約)

- 事務局提案に賛成
- 国内投資家が外国投資家より少ない情報しか得られないという制度は合理的ではなく、外国で開示した情報をそのまま臨時報告書で開示することは最低限要求されるべき
- 海外投資家のニーズに合わせ国内で日英同時開示を進めている中、反対に、英語の開示を日本語にしなくてもいいというのは、道義的にないのではないか
- 臨時報告書自体は良いと思うが、CSRDに基づいて日本企業の子会社が開示する場合やSECの気候関連開示に基づいて開示する場合など開示の要件を明確化すべき
- 全部を記載するというよりも、情報へのアクセスを保障するものとして臨時報告書を使うことがあってもよい

反対のご意見(要約)

- 虚偽記載に関する共通認識がない状況で、臨時報告書の提出事由とすることに反対。企業のHPで日本語の要約を任意開示する方法など、実務面を考慮した対応が适当
- 臨時報告書は、基本的には企業の重要事実が発生したときに開示するものであり、そぐわない
- 企業が開示に対してより前向きな姿勢を見せているというこのアピールとなるため、義務化は必要ない
- CSRDは連結範囲や報告主体がISSB基準と異なっており、利用者側でも混乱が起きる可能性もある。また、そもそも日本の有価証券報告書で必要な情報は開示されるにもかかわらず、海外の基準で開示したことをもって更に日本で開示することを義務づけることは、過剰なのではないか

欧州CSRD対応のための保証業務提供者のオーソリゼーション

- ❑ 欧州CSRDでは、①2025年12月期以降に欧州域内の「大会社」^(注1)に対して、②2028年12月期以降に一定規模以上の欧州域外企業の連結グループに対して、それぞれ、サステナビリティ情報の開示を行い、保証を受けることを義務付けている。
- ❑ ①の義務は、単体ベースの開示・保証に代えて、連結グループベースの開示・保証を行うことで免除されるとされている。
- ❑ 一部の日本企業から、当該免除制度を利用したいとのニーズがある。この場合、**2028年12月期よりも早期に連結グループを対象としたCSRDに基づく開示・保証が開始される**こととなる。
- ❑ 当該免除要件の1つとして、親会社の所在する国の法律に基づく**保証業務提供者のオーソリゼーション**がある。
- ❑ 本邦のサステナビリティ保証制度が未導入である現状においてこのニーズに応えるためには、**暫定的な制度対応として、法令上、一定の保証業務提供者を指定**^(注2)**することが考えられる。**

CSRDの概要 (関連部分)

- EU域内において重要な活動を行っている日本企業には、CSRDにより主に以下の対応が求められる
 - ① **2025年12月期以降、NFRDでは適用外であった規模の「大会社」単体を対象**に、サステナビリティ情報を開示し、保証(当初は、限定的保証)を受けること
 - ② 2028年12月期以降、EU域外企業の連結グループを対象に、サステナビリティ情報を開示し、保証(当初は、限定的保証)を受けること
- 上記①の要求事項への対応として、**連結グループを対象として開示・保証の対応を行うことで、EUの対象会社ごとの開示・保証の対応を不要とする、免除制度**が設けられている

免除制度の概要

- 欧州子会社及びその子会社を含めた**連結グループベースのサステナビリティ情報を、欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)又はそれと同等な基準に従って作成し、報告(開示)する必要**
- 当該サステナビリティ情報の保証に関する規定は、以下のとおり
 - ✓ **親会社の所在する第三国の法律に基づきサステナビリティ報告の保証に関する意見を表明することができるとされた(オーソリゼーションを得た)個人又はファームによる、連結グループベースのサステナビリティ情報に関する保証意見が必要**
 - ✓ 保証業務提供者は、サステナビリティ保証業務を提供するために、EU加盟国でのレジストレーション^(注3)が必要

(注1) NFRD(非財務及び多様性情報の開示に関する改正指令)では、従業員数500人超の上場企業等が適用対象であったが、CSRDでは、次の3要件のうち2つ以上を満たす企業を「大会社」として適用対象としている。

(1) 純資産残高2,500万ユーロ超、(2) 純売上高5,000万ユーロ超、(3) 従業員数250人超

(注2) 保証業務提供者に求める一定の要件としては、CSRDで示されている「研修、品質管理システム、職業倫理、独立性と客観性、各国監督機関による調査と制裁の手続、業務組織、不正の報告」などが考えられる。

(注3) レジストレーションの要件は各EU加盟国が設定する。

海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示の本邦での開示について

- 本邦の企業が、CSRD等の海外のサステナビリティ開示基準による開示を行った場合、**国内投資家が海外投資家よりも情報入手が遅くなること、必要な情報が得られないことがないようにすることが重要。**
- また、CSRD対応のニーズ(前ページ参照)に応えるためには、暫定的に保証業務提供者のオーソライズを行う必要があるが、これには**法定開示書類による裏付けが不可欠。**
- 企業からのニーズに応えるとともに、企業負担にも配慮すると、
 - ・ 有価証券報告書において本邦のサステナビリティ開示基準に準拠した開示を行っていない企業が
 - ・ CSRD等の連結ベースでの開示を求める海外のサステナビリティ開示基準に基づく開示を行った場合に限り、**本邦の法定開示書類によって、同等の情報が周知されるようにすることが適当であると考えられる。**

論点	方針案
開示書類	➤ 開示を行った事実の周知を、直ちに、かつ、確実に行うため、臨時報告書の開示事項とすることが適当 ※ 海外基準に基づくものであったとしても、本邦企業が連結ベースでサステナビリティ開示基準に基づいた開示を行ったという情報は、「公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの」であり、臨時報告書の提出事由となると考えられる
開示内容	➤ 海外投資家と同等の情報が把握できることが重要であり、必ずしも臨時報告書自体に海外での開示内容の全てが記載されていることまでは要しないと考えられる ➤ 臨時報告書での開示事項としては、以下の事項が想定される (1) 海外のサステナビリティ開示基準に基づいた開示を行った旨、(2) 開示を行っている場所(リンク先等)、(3) 保証を受けている場合にはその旨、(4) 保証業務提供者の名称 ※ 開示事項が上記のものであれば、参照先の情報についてのエンフォースメント上の問題は生じないと考えられる。 ➤ 「海外のサステナビリティ開示基準」としては、ニーズや企業負担を考慮すると、基本的にCSRDを念頭に置いた制度設計とすることが適当と考えられる
開示義務の対象者	➤ 本邦でサステナビリティ開示基準に準拠した開示を行っている場合には、既に必要な情報が日本語で開示されることになるため、有価証券報告書において本邦のサステナビリティ開示基準に準拠した開示を行っていない者とすることが考えられる(海外基準に基づく開示との差異は問わない)

1. サステナビリティ開示基準の導入における論点

(1) 具体的な開示方法(二段階開示、海外向け開示の本邦での開示)

(2) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載及びセーフハーバー

2. サステナビリティ保証制度について

(1) サステナビリティ保証制度導入における論点

(2) これまでの会議でのご意見

(3) サステナビリティ保証を巡る海外の状況

(4) これまでのご意見を踏まえた保証制度の方向性(イメージ)

3. ご議論いただきたい事項

セーフハーバーについて

- ❑ 第3回WGでは、投資判断に有用なサステナビリティ情報を提供する観点からは、虚偽記載等の責任を問われることを懸念して企業の開示姿勢が萎縮することは好ましくなく、セーフハーバーの在り方を検討することが考えられるとの提案に対して、**セーフハーバーを設ける必要があるという点で、概ね賛同が得られた。**
- ❑ また、現行の**将来情報**の虚偽記載等の責任に関するガイドラインの記載の有効性を認めつつも、**会社の統制の及ばない第三者から提供を受けたデータに基づき開示をした事項**の虚偽記載等の考え方を整理すべきとの意見があった。

ご意見(要約)

(総論)

- ・ 合理的なスタンスに基づいて誠実に開示されていれば、行政処分の対象にならないことを明確にしてほしい
- ・ Scope3中心に不確実性のあるサステナビリティ情報の性質を考慮すると、厳格なエンフォースメントにはなじまない。企業側が萎縮しないようなセーフハーバーの設定が不可欠
- ・ データ操作や捏造などにより形を整えることが評価されるような構造的なゆがみや、内部統制の欠落といった問題が生じた場合に、これをセーフハーバーで救うのかという問題がある
- ・ どういう情報が投資情報として重要性が高いのかという理解が進めば、セーフハーバーの必要性の議論も進むのではないか
- ・ 緻密な排出量の数字よりは、開示する情報を社内でどのように検討し、決めたのかというプロセスが妥当に行われているのかが、虚偽記載との関係でも重要な要件になる。

(現行の開示ガイドラインに関するもの)

- ・ 現状の開示ガイドラインの要件は、セーフハーバーとしては少し狭過ぎるのではないか
- ・ 現在の開示ガイドラインでは、将来情報についての不確実性については相当程度カバーされているが、バリュー・チェーンに関してはまだ十分ではない

(その他の論点)

- ・ SEC規則が最終化される前の提案の段階では、Scope3の開示について、合理的な根拠に基づき、誠実に開示がされたときには虚偽に当たらないとの考え方が示されている
- ・ そもそも重過失でなければ虚偽記載等の責任は負わないとすることも、十分検討に値するのではないか

[参考]開示書類の虚偽記載等に係るエンフォースメント

- 金商法では、開示規制の実効性を確保するため、行政処分、民事責任（一般不法行為責任）の追及を容易にする特則規定及び刑事責任に関する規定を設けている。
- エンフォースメントの手段・内容に応じて対象行為の範囲が異なるが、**課徴金は故意・過失を問わず、刑事責任は故意である場合に限られる。**

	対象となる行為	エンフォースメントの内容	備考
行政処分	① 重要な事項についての虚偽の記載 ② 記載すべき重要な事項の記載の欠缺 ③ (誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載の欠缺) (注)	・ 提出会社に対する措置 ➢ 訂正書類の提出命令 (法9条1項等) ➢ 提出書類の効力停止命令 (法10条1項等) ➢ 課徴金納付命令 (法172条の4等)	・ 故意・過失を問わない責任 ・ 左記のほか、届出者等に対する報告徴取及び検査、調査の規定あり (法26条、187条等)
刑事責任	① 重要な事項についての虚偽の記載のある有価証券報告書等の提出	・ 個人: 10年以下の懲役、1千万円以下の罰金 (法197条1項1号) ・ 法人: 7億円以上の罰金 (法207条1項1号) ※ いずれも有価証券報告書の場合	・ 故意ある場合の責任
民事責任	① 重要な事項についての虚偽の記載 ② 記載すべき重要な事項の記載の欠缺 ③ 誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載の欠缺	・ 提出会社とその役員等に対する損害賠償責任	(提出会社) ・ 発行市場: 無過失責任 (法18条) ・ 流通市場: 過失責任 (提出会社は無過失の挙証責任) (法21条の2) (役員等) ・ 発行・流通市場: 過失責任 (虚偽等を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明すれば免責) (法21・22条)

(注) 課徴金納付命令の場合には対象とならない。

セーフハーバーに関する検討の方向性

- 現行ガイドラインは、開示書類に記載すべき重要な事項のうちの**将来情報**が実際と乖離することとなった場合でも、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、**虚偽記載等の責任を負わない**との解釈を示したものの。
- 他方、GHGのScope3排出量の開示では、会社のバリュー・チェーンの上流及び下流の主体から提供されたデータ、データプロバイダーから提供されるデータ、投融資に帰属する排出量（ファイナンスド・エミッション）等の**企業の統制の及ばない第三者から取得した情報や見積りによる情報**の開示が求められる。
- 企業の積極的なサステナビリティ情報開示を促すためには、以上のような性格を有する**Scope3排出量に関する定量情報**が事後的に誤りであることが発覚したとしても、
 - ・ 統制の及ばない第三者から取得した情報を利用することの適切性（含：情報の入手経路の適切性）や、見積りの合理性について会社内部で適切な検討が行われたことが説明されている場合であって、
 - ・ その開示の内容が一般に合理的と考えられる範囲のものである場合には、**虚偽記載等の責任を負わない**とすることが適当。
- 以上の考え方については、**ガイドラインを改正し、明確化することとする**。

企業内容等の開示に関する留意事項について（開示ガイドライン、2023年1月31日改正）

5-16-2

有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの**将来に関する事項**（以下「将来情報」という。）**で、有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。）の責任を負うものではないと考えられる**。当該説明を記載するに当たっては、例えば、**当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載**することが考えられる。

開示ガイドライン改正以外に考えられる対応

□ 開示ガイドラインにおける解釈の明確化のほかに、

- 将来情報が事後的に実際と乖離することとなった場合
- Scope3排出量に係る定量情報が、事後的に誤りであったと判明した場合

に備え、例えば、以下のような事項の開示を行うことが、虚偽記載等に対する企業の責任の範囲を明確にする観点から、重要と考えられる。

① 将来情報の入手経路、見積り等の適切性を検討し、評価するための社内の手続

② 以下の事項

- i. 将来情報、統制の及ばない第三者から提供を受けた情報、見積りを含む記載箇所を特定した上で、当該情報を含む旨
- ii. データ・プロバイダーから入手した情報を含む記載箇所を特定した上で、当該情報を含む旨、当該プロバイダーの名称
- iii. 実際と乖離が生ずる可能性がある旨とその要因
- iv. 現行のガイドラインで示されている内容（当該情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）

□ このうち、投資者保護上も有用と考えられる情報（①や② iii、iv の情報）については、サステナビリティ情報の開示基準においても、一定の開示が求められているところである。他方で、② i や ii の情報の開示については、企業の責任の範囲を明確にする観点から、制度的な対応を検討することが考えられる。

□ 併せて、将来情報や統制の及ばない第三者から取得した情報等を含むサステナビリティ情報の適切な開示のためには、経営者の関与及び経営者による作成責任の範囲の明確化が重要と考えられる。この観点から、金融商品取引法上の**確認書**の記載事項の追加を検討することが考えられる。

有価証券報告書の虚偽記載についての裁判例

- 会社法上の会社の責任・取締役の責任が争点になっている以下の裁判例に鑑みると、**開示情報の適切性を確保するための社内手続が存在していることは、虚偽記載についての責任の有無に影響**するものと考えられる。

平成21年7月9日最高裁判決

（事案の概要）

A社従業員らが営業成績を上げる目的で架空の売上を計上したため有価証券報告書に不実の記載がされ、その後同事実が公表されてA社の株価が下落したことについて、公表前にA社の株式を取得したA社株主が、A社の代表取締役が不正行為防止のためのリスク管理体制構築義務に違反した過失があり、その結果A社株主が損害を被った等と主張して、A社に対し、会社法350条（代表者の行為についての株式会社の損害賠償責任）に基づき損害賠償を請求した事案。

（裁判所の判断の概要）

- A社は、以下の事実関係から、通常想定される架空売上の計上等の**不正行為を防止し得る程度の管理体制を整えていた**と認められる。
 - ・ 事業部門と財務部門を分離し、特定の事業部について、営業部とは別に注文書や検収書の形式面の確認を担当する部とソフトの稼働確認を担当する部を設置し、それらのチェックを経て売上計上される体制を整えていた
 - ・ 財務部と監査法人が、販売先に対し売掛金残高確認手続を行っていた
 - ・ A社従業員が残高確認手続につき不正を行っていた 等
- 本件以前に同様の手法による不正行為が行われたことがあったなど、A社の代表取締役において本件不正行為の発生を予見すべきであったという特別な事情も見当たらない。
- A社代表取締役に、**本件不正行為を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務に違反した過失がある**ということとはできない

平成30年3月29日東京地裁判決

（事案の概要）

B社の株主が、B社の代表取締役を務めていた被告に、不正会計等（※被告は、平成19年に売上の過大計上に係る不正会計を認識。当社は、平成26年に課徴金納付命令を受けた。）を防止するための監視義務及び内部統制システムを構築すべき義務を怠った善管注意義務違反・忠実義務等の責任があると主張して、会社法423条1項に基づき、上記課徴金の支払に係る損害等をB社に対して支払うよう株主代表訴訟を提起。

（裁判所の判断の概要）

- 被告の整備した内部統制システムは、B社の事業の内容、規模等に照らして、通常想定される不正行為を防止し得る程度の機能ないし有用性を備えていたこと等により、**原告の主張は採用できない**と判示。
 - ・ 被告は、平成19年に売上の不正計上を知った直後から事実関係を確認した上で再発防止委員会を設置したこと
 - ・ 再発防止委員会の報告を受け、取引の管理を行うためのシステム（平成19年発覚の不正を防止する程度の機能を有しているもの）を構築したこと
 - ・ 内部監査室の体制を強化したこと 等

[参考]サステナビリティ開示基準におけるガバナンス情報等の記載事項

- ❑ ISSB基準(IFRS S1号)では、以下のとおり、サステナビリティ情報開示に関するガバナンス情報の記載を求めている(SSBJ開示基準案においても同様の記載あり)。

「ガバナンス」に区分される事項

- サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関(取締役会、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関)又は個人に関する事項
 - ・ 機関・個人への付託事項・使命・役割
 - ・ 機関・個人に対して情報が提供される方法・頻度
 - ・ 企業戦略の意思決定等の監督に当たり、サステナビリティ関連のリスクと機会をどう考慮しているか
 - ・ 機関・個人によるサステナビリティ関連のリスク・機会に関する目標設定の監督・進捗管理の方法 等
- サステナビリティ関連のリスク及び機会をモニタリング、管理、監督するために用いるガバナンスのプロセス、統制及び手続における経営者の役割に関する事項
 - ・ 当該役割が具体的な経営者レベルの者又は委員会に委任されているか、当該者又は委員会に対してどのように監督が実施されているか
 - ・ 経営者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督を支援するために統制・手続を用いているか、統制・手続がその他の内部機能とどのように統合されているか

「リスク管理」に区分される事項

- サステナビリティ関連のリスクを識別、評価、優先順位付け、モニタリングするためのプロセスと関連する方針
 - ・ 企業が用いるインプット及びパラメータ
 - ・ サステナビリティ関連のリスクの識別のためにシナリオ分析を用いているか、どのように用いているか
 - ・ リスクの影響の性質、発生可能性及び規模を企業がどのように評価しているか
 - ・ サステナビリティ関連のリスクをどのようにモニタリングしているか
 - ・ 過去の報告期間と比較して、企業が用いるプロセスを変更したか、どのように変更したか 等
- サステナビリティ関連の機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするために用いるプロセス
- サステナビリティ関連のリスクと機会を識別、評価、優先順位付け、モニタリングするためのプロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスと統合され、情報をもたらす程度及びどのように統合され、情報をもたらしているか

[参考]サステナビリティ開示基準における仮定、前提等に関する記載事項

- ISSB基準(IFRS S1号、S2号)では、以下のとおり、サステナビリティ情報開示における仮定、前提等に関する情報の開示を求めている(SSBJ開示基準案においても同様の記載あり)。

IFRS S1号の「判断、不確実性及び誤謬」に区分される事項

- 開示された数値のうち測定の不確実性の程度の高いものを識別した上で、それぞれの数値に関する次の事項
 - ・ 測定の不確実性の源泉。例えば、将来の事象の結果(outcome)、測定技法又は企業のバリュー・チェーンからのデータの利用可能性及び品質に数値が依存していること
 - ・ 企業が数値を測定するにあたり行った仮定、概算及び判断
- 企業が開示する必要があることがある次の事項
 - ・ 仮定又はその他の測定の不確実性の源泉の性質
 - ・ 開示された数値の、その計算の基礎となる手法、仮定及び見積りに対する感応度(その感応度の理由を含む。)
 - ・ 不確実性について見込み得る解消方法及び開示された数値に対して合理的に考えられる結果(outcomes)の範囲
 - ・ 開示された数値に関する過去の仮定について行った変更の説明(その不確実性が未解消のままである場合)

IFRS S2号の「コアコンテンツ」中の「指標及び目標」に区分される事項

- 温室効果ガス排出を測定するために企業が用いたアプローチ(以下の事項を含む。)
 - ・ 企業自身の温室効果ガス排出を測定するために用いた測定アプローチ、インプット及び仮定
 - ・ 企業自身の温室効果ガス排出を測定するために用いた測定アプローチ、インプット及び仮定を企業が選択した理由
 - ・ 報告期間において当該測定アプローチ、インプット及び仮定に対して変更を行った場合、その内容及び変更の理由
- 上記要求事項の一部として、次に関する情報
 - ・ 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004年)」に従って、企業が使用する測定アプローチ
 - ・ 企業が「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004年)」を用いない場合に適用する方法及び企業が使用する測定アプローチ
 - ・ 企業が使用する排出係数

米国SEC気候関連規則制定時の議論

- 規則案では、**Scope3の開示に対するセーフハーバー**が提案されていた（Scope3の開示が不要となったため、最終規則においては削除）。

※規則案のセーフハーバーは、以下のとおり「将来情報」に限定されていない。一方、最終規則では、移行計画、シナリオ分析、内部炭素価格の使用、目標及び最終ゴールに関連する将来予測に関する記述（過去の事実を除く）にセーフハーバールールが適用される。なお、2024年3月6日の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月4日、SECは、司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。

SEC規則案（2022年3月）

GHG排出量のうち、サプライチェーンにおける排出量（Scope3）に関する開示については、当該開示が**合理的な根拠なく**（without a reasonable basis）行われ、**又は誠実に開示しなかったこと**（was disclosed other than in good faith）が**証明されない限り、不正な記載ではないとみなされる**。（Proposed 17 CFR § 229.1504(f)）

- **米国でのパブリックコメント**において、Scope3に係るセーフハーバーについて提出された意見及び結論（注）。

セーフハーバーの対象とすべきか否か

（賛成意見）

- ・ 推定値およびバリューチェーン上の第三者からのデータに依存する必要があるため、**排出量計算に不確実性**がある
- ・ セーフハーバーが**より活発な開示を後押しする**

（反対意見）

- ・ **過去または現在の情報**を提供するScope3排出量の開示またはその他の気候関連開示のためにセーフハーバーを採用することは不適切である
- ・ セーフハーバーにより**正確な情報開示を阻害する**

（結論）Scope3の開示自体が不要となったため、**セーフハーバーの対象とはならなかった**。

経過的な措置とすべきか否か

（賛成意見）

- ・ 経過的な導入とすべき。Scope3報告の方法論が改良され、Scope3のツールと資源が改善され、Scope3排出報告のコストが減少し、**Scope3排出報告に関連する不確実性と困難が減少するとの期待から、最終的には段階的に廃止されるべき（1年、3年、5年、5～7年など）**

（反対意見）

- ・ 恒久的に導入すべき。**Scope3排出量の基礎となるデータは常に第三者の管理下にあるため、無期限であるべき**

（結論）**現時点では期限を設けない**（開示実務の進展を評価した後、セーフハーバーを修正または削除することについて将来決定することができることとするため）

（注）米国SEC公表「The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors」。該当箇所は「J. Safe Harbor for Certain Climate-Related Disclosures (Item 1507)」、p.387～402

（出典）米国：（SEC気候関連開示規則）<https://www.sec.gov/files/rules/final/2024/33-11275.pdf>

開示

保証

[参考]サステナビリティ情報の開示に関するセーフハーバー・ルールについての海外の取組み

- 諸外国においては、気候関連等のサステナビリティ情報の開示に関し、セーフハーバー・ルールを設けている例がある

米国SEC

● 気候関連開示規則^(注)

将来予測に関する記述(forward-looking statements)のためのセーフハーバーは移行計画、シナリオ分析、内部炭素価格の使用、目標及び最終ゴールに従って提供される情報(過去の事実を除く)に対して適用される。経営幹部等が重要な事実の不実記載もしくは重要な事実の脱漏を知らずながら作成又は承認した場合を除き、①将来予測に関する記述であることを明示し、将来の結果が大きく乖離する重要な要因について意味のある注意表示(meaningful cautionary statements)を行っている、又は、②将来予測に関する記述が重要でない場合には、企業や代表者等は責任を負わないこととされる。

(The Enhancement and Standardization of Climate-Related Disclosures for Investors, 17 CFR § 229. 1507、証券取引所法 1934 第 21E、証券法 1933 第27A)

カリフォルニア州 (米国)

● 気候関連企業データ説明責任法(通称:SB253)

Scope3排出量に関する開示の虚偽記載(misstatements)については、当該開示が合理的な根拠に基づき(a reasonable basis)、かつ誠実に開示された(disclosed in good faith)情報については行政処分の対象とはならない。また、2030年までは報告の不提出に対してのみ罰金の対象となる。

(Section 38532 (f) (2) (B) ,(C))

英国

● 会社法(Company Act 2006)

取締役は、戦略報告書(strategic report^(※))等における不実開示の結果として会社が被った損害について、当該不実開示について知っていたか、又は重大な過失(reckless)があった場合に限り、当該会社に対してのみ責任を負う。

※会社法(Company Act 2006)第414CB条により、気候関連財務情報の記載も求められている。(第463条(3)(a))

(注) 2024年3月6日の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月4日、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。

(出典) 米国: (SEC気候関連開示規則) <https://www.sec.gov/files/rules/final/2024/33-11275.pdf>、(証券取引所法) <https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-1885/pdf/COMPS-1885.pdf>、

(証券法) <https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-1884/pdf/COMPS-1884.pdf>、(カリフォルニア州) https://leginfo.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=202320240SB253、

英国: <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/contents>

1. サステナビリティ開示基準の導入における論点
 - (1) 具体的な開示方法(二段階開示、海外向け開示の本邦での開示)
 - (2) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載及びセーフハーバー
2. サステナビリティ保証制度について
 - (1) サステナビリティ保証制度導入における論点
 - (2) これまでの会議でのご意見
 - (3) サステナビリティ保証を巡る海外の状況
 - (4) これまでのご意見を踏まえた保証制度の方向性(イメージ)
3. ご議論いただきたい事項

開示

保証

サステナビリティ開示基準のあり方と適用対象・適用時期の方向性(イメージ)

- プライム市場は、**グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場**。このプライム市場にサステナビリティ開示基準を導入することで、**グローバルで比較可能性を確保しながら、中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供し、投資家との建設的な対話を促進することが重要**。**企業側の開示の効率性**も考慮し、国際的なベースラインとなる**ISSB基準と同等なサステナビリティ開示基準を取り込む必要**
- 企業等の準備期間を考慮し、**時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業から段階的に導入する案を基本線**としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、**柔軟に対応していく**

2025年

2026年3月期

2027年3月期

2028年3月期

2029年3月期

2030年3月期

203X年3月期

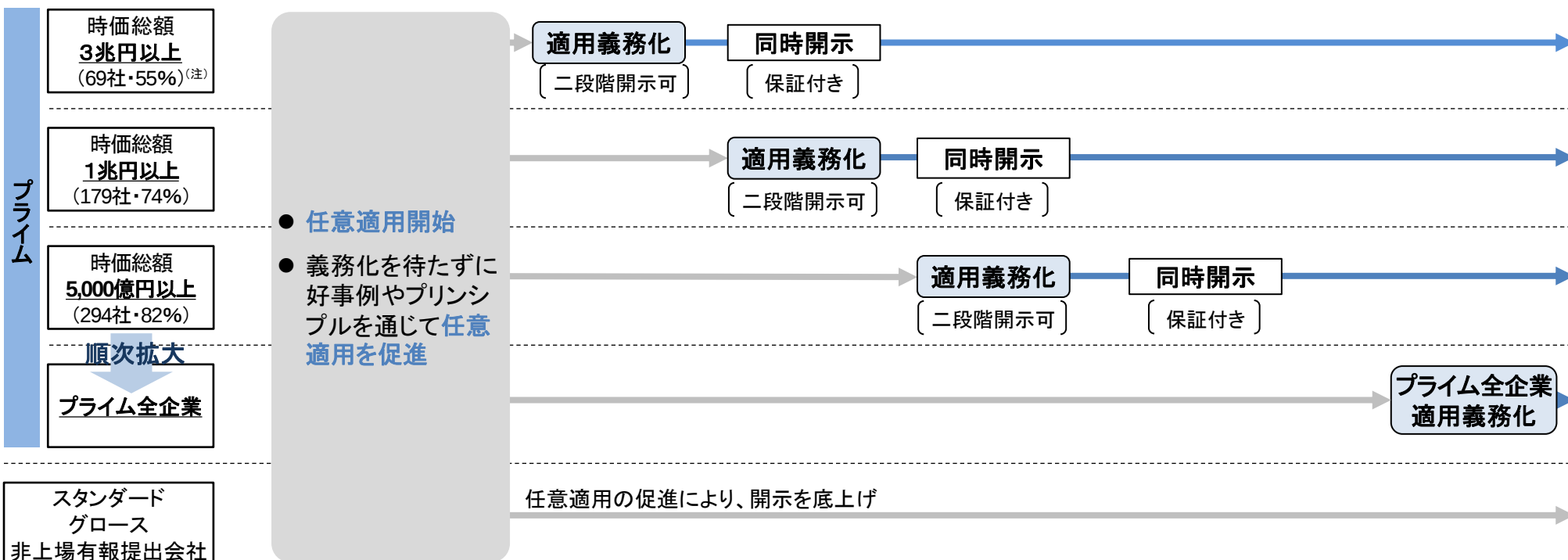
(3月)

SSBJ基準
最終化予定

開示基準導入

保証制度導入

※保証のあり方については、任意の枠組みも含め、今後の検討課題



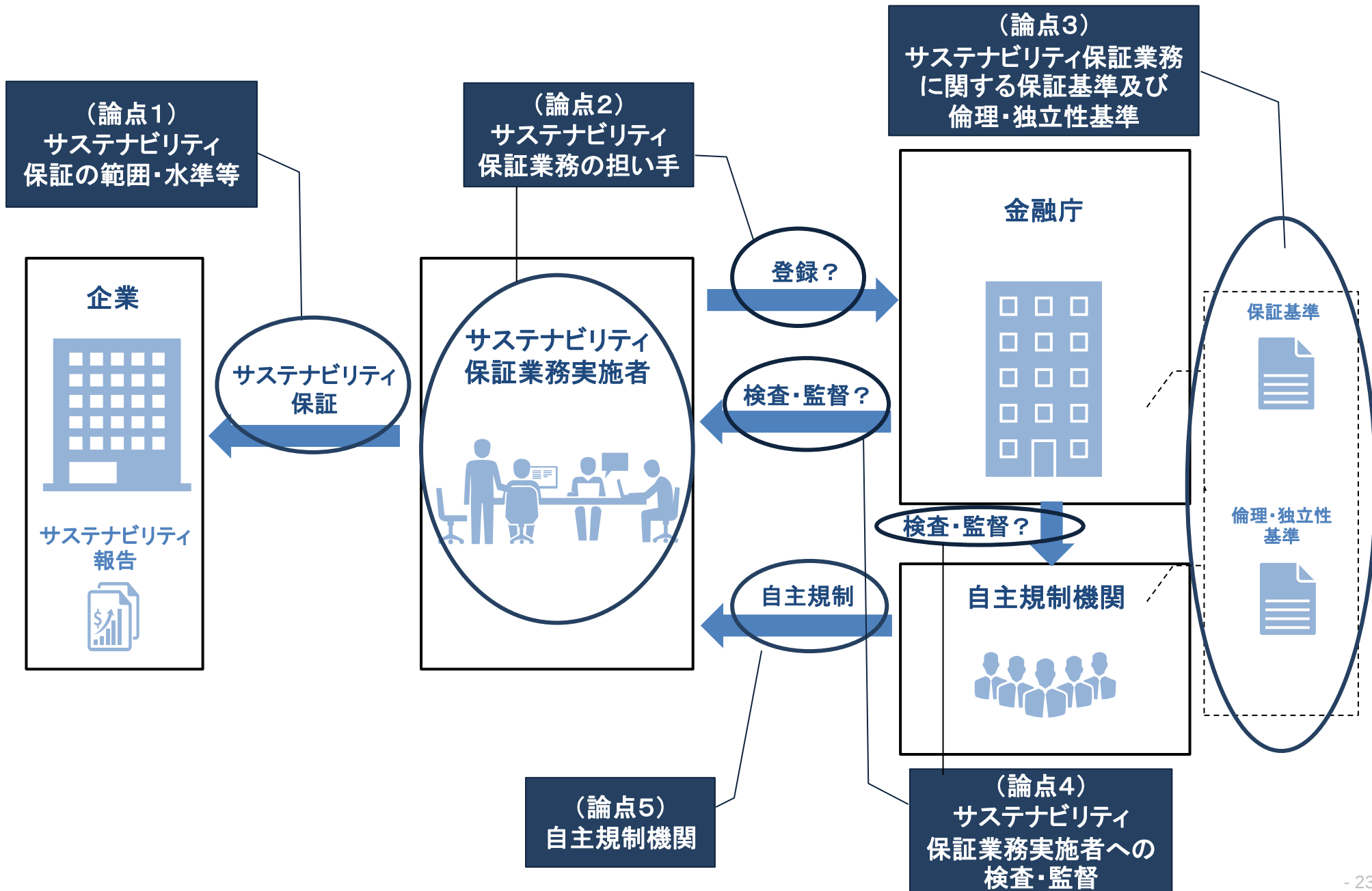
※ このほか、本邦で有報提出義務を負う企業が海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を行った場合には、臨時報告書等によって報告

(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ(Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成)

開示

保証

サステナビリティ保証の概要



考えられる主な論点

論点1 サステナビリティ保証の範囲・水準等

- 第三者保証の対象範囲は、公正妥当なサステナビリティ情報の開示の基準により作成された情報の全てか又はその一部にするか
- 保証水準は、限定的保証か合理的保証のどちらか、開示項目によって水準を分けるか、一定期間後に保証水準を変更するか

論点2 サステナビリティ保証業務の担い手

- 保証業務実施者については、公認会計士以外も含む制度 (profession-agnostic) にするか
- 金融商品取引法において、サステナビリティ保証業務を行う者を規制する枠組みをどのように規定すべきか (参入規制、義務、責任、業務制限等)
- サステナビリティ保証業務実施者の資質及びその確認のあり方、サステナビリティ保証人材の育成 (財務諸表監査に支障を生じさせないためのリソース確保を含む)

論点3 サステナビリティ保証業務に関する保証基準及び倫理・独立性基準

- 財務諸表監査における監査基準や倫理規則に相当するルールの体系や設定主体をどのようにするか、国際的なサステナビリティ保証業務に関する保証基準や倫理・独立性基準との整合性をどのように確保すべきか

論点4 サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方

- 金融庁や公認会計士・監査審査会の役割や権限の見直しも含めて、検査・監督のあり方はどうあるべきか

論点5 自主規制機関の役割

- 自主規制機関の運営主体はどうあるべきか、こういった役割を果たすべきであるか

1. サステナビリティ開示基準の導入における論点

(1) 具体的な開示方法(二段階開示、海外向け開示の本邦での開示)

(2) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載及びセーフハーバー

2. サステナビリティ保証制度について

(1) サステナビリティ保証制度導入における論点

(2) これまでの会議でのご意見

(3) サステナビリティ保証を巡る海外の状況

(4) これまでのご意見を踏まえた保証制度の方向性(イメージ)

3. ご議論いただきたい事項

これまでの会議でのご意見：保証

主なご意見

○profession-agnosticに賛同するご意見

- ・ 今後、サステナビリティ情報の保証対象事項が広がることを考えると、必ずしも公認会計士の知見で全部カバーできるとは限らないため、公認会計士以外の者も保証が提供できるような制度を構築する必要。ただ、監査法人が今まで培ってきた監査基準、品質管理基準といったしっかりした基盤は、監査法人以外の者にも同様のものが必要
- ・ IOSCO、IAASB、CSRDのいずれも、profession-agnosticな基準による制度も想定しており、こうした国際的なベースラインの基準と同等の考え方を取ることが望ましい
- ・ 保証会社の確保競争が激しいという状況やコスト競争力の観点からも、保証業務提供者には公認会計士・監査法人以外の者を含めるべき

○担い手に求められる能力、遵守すべき事項に係るご意見

- ・ 保証業務提供者は、高いレベルの倫理基準を遵守するとともに、資格や教育制度なども検討する必要
- ・ 我が国の開示の信頼性を確保する観点から、公認会計士・公認会計士以外の違いによって、求められる能力、品質管理を含めた体制、保証業務の水準に相違があってはならない
- ・ 公認会計士・監査法人以外の保証業務提供者については、信頼性をどう確保するかが重要であり、認定制度やモニタリングの仕組み、訓練制度もしっかりと検討していく必要
- ・ 公認会計士・監査法人は現行法で、資格、法令上の義務、責任、法令違反の場合の処分が制度化されている。保証の質の点からも、公認会計士・監査法人以外の者にもこのような制度が必要
- ・ 特に大手のグローバル企業は、ほとんどが会計監査人一択になると思う。保証制度の構築には非常に時間がかかることから、現実的には、時間の制約上、会計監査人が保証を行う場合はどういう手当てが必要なのかを考え、そのうえで裾野を広げた場合に追加的な措置を考えるとといった段階的な検討を進めていくことがよいのではないかと
- ・ 公認会計士・監査法人以外に担い手を広げると同時に、様々な専門家について、公認会計士・監査法人が保証を行いつつ、業務の中で専門家と共有・連携をする形もある

これまでの会議でのご意見：保証

主なご意見

保証の範囲

- ・ 現実的に多くの保証業務を担うことになるであろう監査法人の保証体制の状況も考慮に入れ、導入範囲などについても検討していく必要
- ・ やみくもに保証範囲を広げるということによって開示が遅くなることが心配。鍵となる情報の信頼性が確保されて、財務とサステナビリティの統合的な把握になることの妨げにならないよう留意が必要
- ・ 重要なサステナビリティ情報がもれなく開示されていることが重要であるため、これに対する保証手続上の対応に期待している。可能な限り広い範囲の情報をカバーしていただきたい
- ・ 米国基準は、Scope3の開示適用免除、保証の範囲がScope1、2に限定された等、かなり現実路線に変更されている。この米国基準は、国際的な影響力が大きいため、わが国のロードマップ策定の際には考慮すべき

保証水準

- ・ グローバルな競争力を持った市場というのが大きな目標なので、海外の制度も参考にして、まずは限定的保証から始めて将来的には合理的保証を求めることでよいのではないか
- ・ 限定的保証、合理的保証について、財務諸表監査と比較したコストや工数、Scope1、2に限定した場合とサステナビリティ情報全体を対象にした場合のコスト等も比較しながら検討すべき

その他

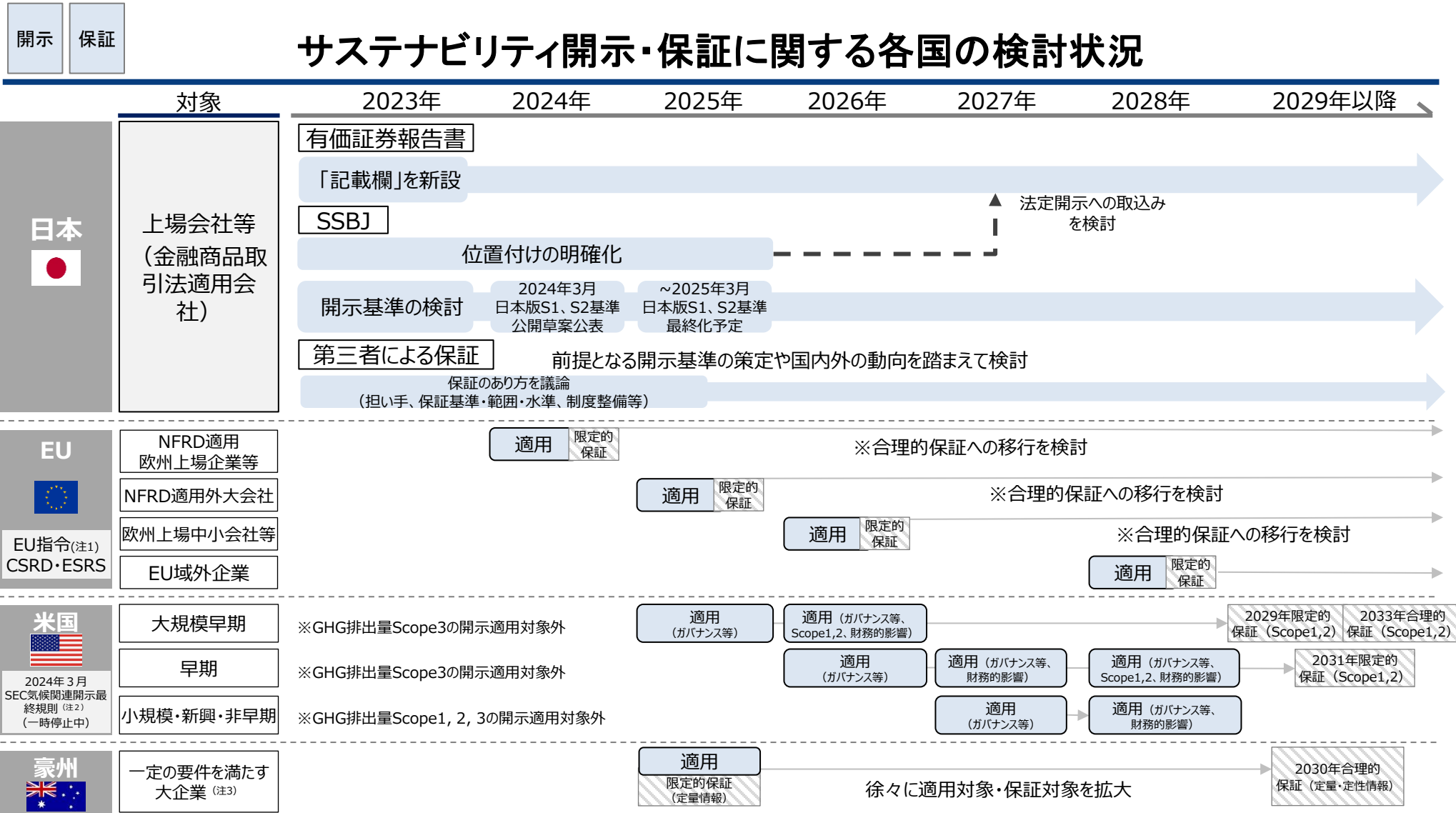
○監督・検査のあり方

- ・ 新しい組織や仕組みづくりは時間リスクが高くなるので既に社会に存在する仕組みを活用することも1つの方法。監査法人・公認会計士については、既に確立した監督の仕組みがあるので、こうした仕組みを活用しつつ、過大な社会コストをかけることなく、迅速な制度整備を検討すべき
- ・ 財務諸表監査とサステナビリティ保証の特徴の違いを踏まえて、金商法上の責任の検討が必要

○自主規制機関

- ・ 公認会計士と公認会計士以外で自主規制機関が2つできることは避けるべき

1. サステナビリティ開示基準の導入における論点
 - (1) 具体的な開示方法(二段階開示、海外向け開示の本邦での開示)
 - (2) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載及びセーフハーバー
2. サステナビリティ保証制度について
 - (1) サステナビリティ保証制度導入における論点
 - (2) これまでの会議でのご意見
 - (3) サステナビリティ保証を巡る海外の状況
 - (4) これまでのご意見を踏まえた保証制度の方向性(イメージ)
3. ご議論いただきたい事項



(注1) CSRDに従ってEU各国における法整備が必要。
「EU域外企業」とは、EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループのこと。

(注2) 2024年3月6日の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月4日、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。
米国の「大規模早期」とは大規模早期提出会社（時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社）のこと。「早期・非早期」とは、早期提出会社（時価総額75百万ドル以上700百万ドル未満等の要件を満たす会社）及び非早期提出会社（大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない会社）のこと。「小規模」とは小規模報告会社（時価総額250百万ドル未満等の要件を満たす会社）のこと。
「新興」とは新興成長企業（収益が1,235百万ドル未満等の要件を満たす会社）のこと。
ガバナンス等とは、取締役会による監督及び重要な気候変動関連リスクの評価等における経営陣の役割や、同リスクを識別、評価、管理するプロセスなど。

(注3) 豪州では、2025年1月1日以降開始する会計年度から、A) かつB) を満たす大規模企業に適用を開始予定。A) 従業員500人以上、10億豪ドル以上の連結総資産、5億豪ドル以上の連結年間収益のうち2つ満たす B) National Greenhouse and Energy Reporting (NGER) に基づき当局による公表の基準値（publication threshold）を超過。適用対象は段階的に拡大予定。

海外におけるサステナビリティ保証制度に係る検討状況

保証導入当初	フランス	ドイツ(案)	豪州(案)(注1)	米国(注1)(注3)
保証範囲	ESRSに基づく 全ての開示情報	ESRSに基づく 全ての開示情報	AASB S2に基づく Scope1、2排出量 ガバナンス 戦略(リスク及び機会)(注2)	気候関連開示規則に基 づくScope1、2排出量
保証水準	限定的保証	限定的保証	限定的保証(注2)	限定的保証
保証の 担い手	監査法人 その他の保証業務提供者	監査法人 (財務諸表の監査人のみ)	監査法人 (財務諸表の監査人のみ)	監査法人 その他の保証業務提供者

将来像	フランス	ドイツ(案)	豪州(案)(注1)	米国(注1)(注3)
保証範囲	ESRSに基づく 全ての開示情報	ESRSに基づく 全ての開示情報	AASB S2に基づく 全ての開示情報 (注2)	気候関連開示規則に基 づくScope1、2排出量
保証水準	合理的保証への 移行を検討	合理的保証への 移行を検討	合理的保証(注2)	限定的保証 合理的保証 (大規模早期提出会社)
保証の 担い手	監査法人 その他の保証業務提供者	監査法人 (財務諸表の監査人のみ)	監査法人 (財務諸表の監査人のみ)	監査法人 その他の保証業務提供者

(注1) 豪州及び米国における開示義務は、気候関連情報のみ。

(注2) 開示の適用初年度にScope1、2排出量、ガバナンス、戦略(リスク及び機会)に対して限定的保証を開始。2年目にScope1、2排出量に対しては合理的保証を要求するとともに、保証範囲を全ての開示情報(定量・定性情報含む)に拡大し限定的保証を要求。4年目に全ての開示情報に対して合理的保証を要求。適用時期については、企業の規模ごとに3つのグループを設け、規模の大きな企業から1年ごとに適用を開始し、2030年7月1日以降開始会計年度までに全てのグループに全ての開示情報の合理的保証を要求。

(注3) Scope1、2の開示対象の大規模早期提出会社及び早期提出会社について、保証導入当初はScope1、2に対する限定的保証を要求。大規模早期提出会社はその後合理的保証に移行。ただし、2024年3月の気候関連開示規則の公表後に、異議を唱える訴訟が相次ぎ、同年4月、SECは司法判断が確定するまで同規則の一時停止を発表。

1. サステナビリティ開示基準の導入における論点
 - (1) 具体的な開示方法(二段階開示、海外向け開示の本邦での開示)
 - (2) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載及びセーフハーバー
2. サステナビリティ保証制度について
 - (1) サステナビリティ保証制度導入における論点
 - (2) これまでの会議でのご意見
 - (3) サステナビリティ保証を巡る海外の状況
 - (4) これまでのご意見を踏まえた保証制度の方向性(イメージ)
3. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ情報に対する保証制度の方向性(イメージ)

2025年

2026年3月期

2027年3月期

2028年3月期

2029年3月期

2030年3月期

・

203X年3月期

(3月)

SSBJ基準
最終化予定

開示基準導入

保証制度導入

プライム

時価総額
3兆円以上
(69社・55%)^(注)

時価総額
1兆円以上
(179社・74%)

時価総額
5,000億円以上
(294社・82%)

プライム全企業

- 任意適用開始
- 義務化を待たずに
好事例やプリンシ
プルを通じて任意
適用を促進

開示適用義務化
(二段階開示可)

同時開示

保証適用義務化
(一定期間はScope1、2のみ)※

開示適用義務化
(二段階開示可)

同時開示

保証適用義務化
(一定期間はScope1、2のみ)※

開示適用義務化
(二段階開示可)

同時開示

保証適用義務化
(一定期間はScope1、2のみ)※

プライム全企業
適用義務化

スタンダード・グロス市場上場企業、非上場有価証券報告書提出会社については、任意適用の促進により、開示を底上げ

- 保証業務実施者は、新たな制度の下で登録を受けた監査法人又はその他の保証業務提供者(保証制度導入後一定期間は仮登録で運用)を想定。また、保証業務実施者が必要に応じて、外部専門家を活用することも考えられる
- 保証水準は限定的保証とし、今後、実務の状況や海外の動向等を踏まえ、合理的保証への移行の可否について検討

※ Scope1、2に限定されない任意の保証に係る制度上の位置付けについては、国際動向等を踏まえて検討

(注) 時価総額に応じた適用社数とカバレッジ(Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成)

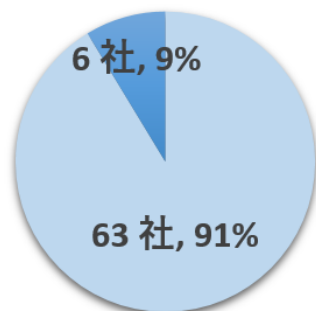
[参考] Scope1、2排出量の開示及び保証の状況

- プライム上場企業(時価総額5,000億円以上)における、Scope1、2排出量の任意の開示及び保証の状況は以下のとおり。
- 下記①において「開示・保証あり」とされた企業の全ての保証報告書等には「限定的保証業務」である旨が記載されていた。

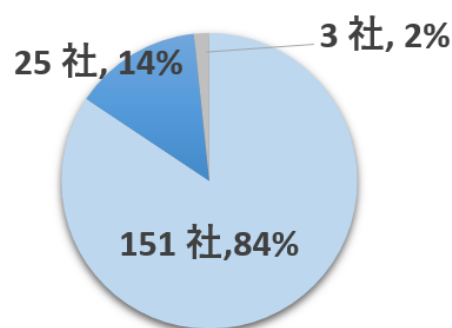
※時価総額は2024年3月29日時点、開示・保証状況は2024年5月末時点

①開示・保証状況

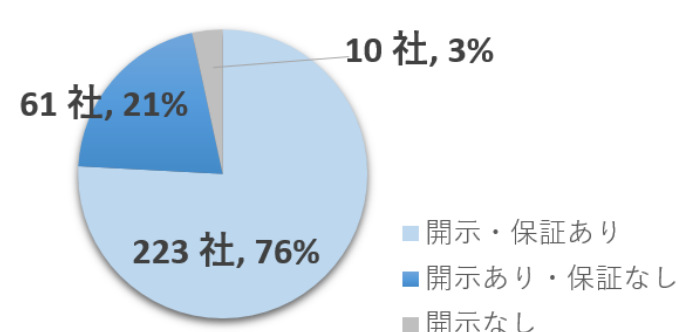
時価総額3兆円以上（69社）



時価総額1兆円以上（179社）



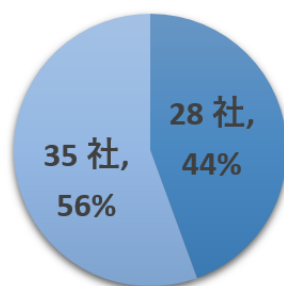
時価総額5,000億円以上（294社）



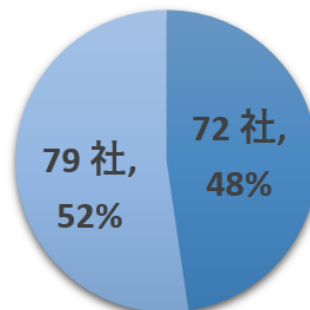
■ 開示・保証あり
■ 開示あり・保証なし
■ 開示なし

②保証業務実施者の内訳

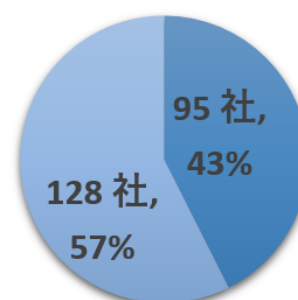
時価総額3兆円以上（63社）



時価総額1兆円以上（151社）



時価総額5,000億円以上（223社）



■ 監査法人系
■ 非監査法人系

※時価総額1兆円以上及び5,000億円以上の社数は累計である。

[参考]国際監査基準(ISA)等における合理的保証と限定的保証

□ 国際監査基準等における合理的保証と限定的保証(注)は以下のとおり。

	合理的保証	限定的保証
定義	➤ 業務実施者が、その結論の基礎として、業務リスクを業務の状況において許容可能な低い水準に減少させる保証業務をいう。	➤ 業務実施者が、業務リスクを業務の状況において許容可能な水準まで減少させるが、合理的保証業務より業務リスクが高い保証業務をいう。
結論の表明	➤ 規準に照らして主題情報を測定又は評価した結果に関する業務実施者の意見を伝達する形式で表明。【積極的形式】	➤ 実施した手続及び入手した証拠に基づき、主題情報に重要な虚偽表示があると信じさせる事項が認められたかどうかの結論を表明。【消極的形式】
保証意見の文例	【監査意見】 ➤ 当監査法人は、(略)〇〇社の20X1年4月1日から20X2年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表(略)について、監査を行った。 ➤ 当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、(略)<u>全ての重要な点において、適正に表示しているものと認める。</u>	【レビューの結論】 ➤ 当監査法人は、〇〇社の20X1年4月1日から20X2年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表(略)について、レビューを行った。 ➤ 当監査法人が実施したレビューにおいて、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、(略)<u>適正に表示されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。</u>

(注) 合理的保証業務としては財務諸表監査があり、限定的保証業務としては期中レビューがある。

□ ISSA5000公開草案における合理的保証と限定的保証は以下のとおり。

	合理的保証	限定的保証
定義	➤ 業務実施者が、その結論の基礎として、<u>業務リスクを業務の状況において許容可能な低い水準に減少させる保証業務</u>をいう。	➤ 業務実施者が、業務リスクを業務の状況において許容可能な水準まで減少させるが、<u>合理的保証業務より業務リスクが高い保証業務</u>をいう。
結論の表明	➤ 規準に照らしてサステナビリティ事項を測定又は評価した結果(表示及び開示を含む)に関する業務実施者の意見を伝達する形式で表明。【積極的形式】	➤ 実施した手続及び入手した証拠に基づき、サステナビリティ情報に重要な虚偽表示があると信じさせる事項が認められたかどうかの結論を表明。【消極的形式】
保証意見の文例	【合理的保証意見】 ➤ 私たちは、〇〇社の20X1年12月31日をもって終了する事業年度のサステナビリティ報告書について、<u>合理的保証業務</u>を実施した。 ➤ 私たちは、添付のサステナビリティ情報が、<u>全ての重要な点において</u>、△△に従って<u>適正に表示されているものと認める</u>。	【限定的保証の結論】 ➤ 私たちは、〇〇社の20X1年12月31日をもって終了する事業年度のサステナビリティ報告書について、<u>限定的保証業務</u>を実施した。 ➤ 私たちが実施した手続及び私たちが入手した証拠に基づいて、添付のサステナビリティ情報が、△△に従って<u>適正に表示されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった</u>。

1. サステナビリティ開示基準の導入における論点
 - (1) 具体的な開示方法(二段階開示、海外向け開示の本邦での開示)
 - (2) サステナビリティ情報に係る重要性、虚偽記載及びセーフハーバー
2. サステナビリティ制度の方向性について
 - (1) サステナビリティ保証制度導入における論点
 - (2) これまでの会議でのご意見
 - (3) サステナビリティ保証を巡る海外の状況
 - (4) これまでのご意見を踏まえた保証制度の方向性(イメージ)
3. **ご議論いただきたい事項**

ご議論いただきたい事項

サステナビリティ 開示基準の導入 における論点

- 経過措置としての二段階開示の方法や海外に向けた情報開示の本邦での開示方法に関する具体案について、どう考えるか。
- セーフハーバーに関し、開示ガイドラインを改正して解釈を明確化するという方向性について、どう考えるか。
- また、開示ガイドライン改正のほかに、虚偽記載等に対する企業の責任の範囲を明確にする観点から必要な情報開示について、どう考えるか。

保証制度の 方向性について

- 我が国における保証業務提供者の実態(33ページ参照)や海外における検討状況(29, 30ページ参照)等を踏まえて、我が国の有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の保証制度については、32ページで示した方向性として考えられるが、これについてどう考えるか。
- 「考えられる主な論点」(24ページ)の論点のほかに、追加すべき論点はないか。